

## 伊達市の債権の管理に関する条例（案） に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果

「伊達市の債権の管理に関する条例（案）」に対する市民意見公募結果について、ご意見と市の回答を下記のとおり公表いたします。

案 件 名	「伊達市の債権の管理に関する条例（案）」の策定		
募 集 期 間	平成29年10月2日（月）から10月31日（火）まで （30日間）		
有効な意見の件数 （意見提出者数）	1 件 （ 1 名 ）		
無記名などにより 無効となった意見件数	0 件 （ 0 名 ）		
有 効 な 意 見 の 取 扱 い	反 映	意見の全て、または一部を 案に反映するもの	0 件
	既 登 載	既に案に盛り込んでいるもの	1 件
	そ の 他	その他の意見・今後の参考として 伺ったもの	0 件
有 効 な 意 見 の 提 出 方 法	電子メール		0 名
	郵 送		0 名
	ファクシミリ		0 名
	直接持参 （担当課窓口・意見投函箱）		1 名
お 問 い 合 わ せ 先	伊達市企画財政部税務課収納対策室（市役所1階） 〒052-0024 伊達市鹿島町20番地1 電話番号 : 0142-23-3331（内線217） F A X 番号 : 0142-23-4414 Eメール : zeimu@city.date.hokkaido.jp		

## 市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-1	<p>条例（案）で知る限り分類に応じた取扱いと庁内の情報共有に不備があること、市民の側から見ると市民感覚を置き去りにする対応。首をかしげる信頼を損なう極めて不適切な管理と言わざるを得ない市の経過等の説明責任は義務であり謝罪をするのが世の常識と考えます。次の点詳細な説明を求めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 債権管理の公平かつ円滑なチェック機能の仕組み・厳格な取り扱い監視システムを定めるべき。</li> <li>2. 債権管理に不備の原因、何時ごろ発覚と後の対応。</li> <li>3. 今日まで放置されずさんと思うがその対策は。</li> <li>4. 市民には公金は厳格に取り扱うことも含め謝罪すべき。</li> <li>5. 外部の目によるチェック機能の仕組みも重要。</li> </ol>	<p><b>【 既登載 】</b></p> <p>昨今の複雑化する債務者環境や制度に関する課題のうち、地方税法等のあいまいな記述のため判断が難しい案件の対応について、債権管理条例制定によって解消を図れる可能性が高いとの判断により条例制定を目指すものであります。</p> <p>個別の質問に対して次のとおりお答えいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 債権管理のチェック機能・監視システムなどについては、すでに厳格な制限・運用を行っております。</li> <li>2. 滞納者に対する取り組みはこれまで、それぞれの債権担当がそれぞれの責任において十分に行ってきております。それぞれの徴収業務の取り組みの中で発見された課題などの対策の一つとしてこの条例制定があり、課題を認識した時期などは明確にお示しできません。今後は債権管理条例による情報共有などで、債権間の横の連携がこれまでよりも可能となると考えております。</li> <li>3. 債権管理条例の制定が遅いというご指摘と捉えますが、市民の皆さんに与える影響なども加味しながら庁内で時間をかけ十分検討してきたためであります。実際の運用についてもさらに準備が必要な内容もありますので、速やかな対応を目指していきたい考えです。</li> <li>4. 公金の取り扱いは従前より厳格に運用しておりますが、継続して運用いたします。</li> <li>5. 市の機関以外のチェックについては、債権管理の性質上からも考えておりません。</li> </ol>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既登載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 その他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの